

土地改良法等の一部を改正する法律（令和7年法律第14号）第1条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高松市一宮土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和7年4月25日

香川県知事 池 田 豊 人

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
監 事	香西 輝彦	高松市一宮町616番地2	令和7年3月31日